

# 五霞

2020

10月号

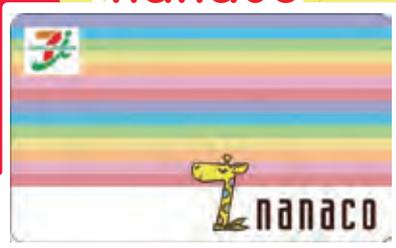
No.862

五霞町 広報  
publicity GOKA



00名

ポイント  
ります!



+1,000円分もらえる!



ごかりんポイントって?

『ごかりんポイント』は、消費活性化を目的としたマイナポイントにプラスする五霞町独自のポイントです。



いつから?

令和2年10月から申込みスタート!!  
令和3年3月31日まで!!



対象者は?

五霞町の住民の方でマイナンバーカードを持っていて、マイナポイントの予約が済で、キャッシュレス事業者の電子マネーカードを持っている先着800名様です!!



キャッシュレス事業者は?  
ポイント付与は?

イオンのWAONとセブン・カードサービスのnanaco 2社だけ!!申込みした方に1,000ポイント付与!!例えば、マイナポイントは、〇〇Payを選択したけどごかりんポイントは、WAON (nanaco) にすることもOKです!!マイナポイントもごかりんポイントもWAON (nanaco) にすることも、もちろんOKです!!



全国1位

※市区町のみ

マイナンバーカード交付率

広報記者がマイナンバーカード担当職員にインタビューをしました。



全国1位の交付率

「目標」と「目的」

記者 五霞町は、マイナンバーカード交付率が、全市区町村のうち村を除いて第1位となっていますが、これは最初から1位を狙っていたのですか。

担当職員 平成27年度にマイナンバー制度がスタートする前に「小規模自治体の輝く星的存在を目指そう」という目標を町で決めました。

町民の方の利便性を向上させるということを「目的」としました。そのため、どのようにして取組むか、アイデアを出して実施した結果だと思っています。

マイナンバーカード	
取得状況	交付率
五霞町	44.1%
茨城県	19.0%
国	19.4%

(令和2年8月31日現在)

全国から注目の「マイナのおうち」

記者 五霞町マイナンバー制度WEBサイト「マイナのおうち」は、分かりやすく、見やすいですね。どうやって作成したのですか。

担当職員 「分かりにくいマイナンバー制度を住民の方に分かりやすく伝えたい。」という思いから町職員と民間ホームページ業者がワークショップから作り

先着 **8**

ごかりん  
はじめ



マイナポイント  
最大 **5,000円分**

申込方法を教えて!!

申込は、窓口のみです。本人または代理人（認印持参）の方が『マイナンバーカード』4ケタの暗証番号が分かるようにして『WAON』または『nanaco』を持って、役場①番窓口にお越しください。受付は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。順番に受付させていただきます。

ポイントはいつ付与され、いつから利用できるの？

イオンのWAONは、10月～11月末申込みの場合12月下旬、12月～3月末申込みの場合4月下旬に付与予定。セブン・カードサービスは、申込月の次月15日に付与予定。ポイントは付与されてから利用可能で、令和3年3月末以降も利用可能です。

分からない時は？

五霞町のウェブサイト「マイナのおうち」をご確認ください。  
電話の場合は、  
町民税務課 町民G ☎(84)1965 (直通)  
「ごかりんポイント」で、お問い合わせください。



マイナのおうちホームページ▲  
※通信費は、個人負担となります。

全国さきがけの

「ごかりんポイント」

上げたものです。今では、全国から反響の声があります。住民のみみなさんには、まず、マイナのおうちを見ていただければとお伝えしています。

**記者** マイナポイントにプラスして「ごかりんポイント」を実施するのですね。全国でも事例的に少ないと思いますが、なぜやろうと思ったのですか。

**担当職員** 新型コロナウイルス対策の国の地方創生臨時交付金を活用して、マイナポイントとキャッシュレス決済に合わせ、五霞町のマイナンバーカードの高い消費活性化の一つになればという思いで考えました。

県内初新型コロナウイルス対策、発券

機実証実験

**記者** 「ごかりんポイント」申込みによる窓口混雑も想定されると思いますが、何か対策を考えていますか。

**担当職員** (株)EPARKグループさんの協力で、有名回転寿司さんが使っている発券機システムを実証実験として使えることになりました。茨城県内初です。  
五霞町では、お客様が待つスペースが少ないことから、この発券機を使って車内にて待機ができるようにしたいと思います。

初めての試みでもあるので上手くいくか分かりませんが、全力で取り組みますのでご理解をお願いします。



EPARK発券機

# 町のお財布を見てみよう!!

## 令和元年度決算について



一般会計決算

町では、住民のみなさんから納めていただいた税金をはじめ、国・県の補助金や借入金等をもとに行政運営を行っています。

令和元年度に町がどれだけの費用をどのように使ったかを町の決算としてお知らせします。

一般会計は、歳入総額46億3,288万6千円、歳出総額41億8,871万2千円で、差引き4億4,417万4千円の繰越しとなりました。

主な要因として、前年度と比較して、歳入では、繰入金、地方交付税等が減額となりましたが、町税、繰越金等が増額したことにより、歳入全体としては138万3千円の増額となりました。

歳出では、厳しい財政状況を踏まえ、支出の抑制を行い、補助費、維持管理費等を減額し、全体で5,904万1千円の減額となりました。

**歳出総額**  
41億8,871万2千円  
前年度比  
△5,904万1千円  
(1.4%減)

**歳入総額**  
46億3,288万6千円  
前年度比  
138万3千円  
(0.003%増)

人件費 8億8,306万円
繰出金 6億6,704万2千円
補助費等 6億297万2千円
物件費 5億5,261万9千円
扶助費 5億3,274万6千円
公債費 3億5,716万3千円
普通建設事業費 3億501万1千円
積立金、投資及び出資金、貸付金 2億1,134万3千円
維持補修費 7,675万6千円

町税 23億7,226万3千円
地方交付税、国県支出金等 12億2,831万9千円
繰越金 3億8,375万円
町債 3億2,670万円
繰入金 1億5,794万2千円
寄附金、財産収入等 1億2,719万5千円
使用料、分担金等 3,671万7千円

町税は、町民法人税や固定資産税等の増収により、前年度比2億745万3千円増となりました。

個人番号カード交付事業補助金や都市計画費補助金の増等により、前年度比2,209万4千円増となりました。

B&G海洋センター改修工事、防災行政無線デジタル化工事等に伴う借入を行い、前年度比666万円増となりました。

ふるさと応援寄附金の増加等により、前年度比4,504万5千円増となりました。

五霞IC周辺地区土地区画整理組合補助金、水道事業会計補助金等の減少により、前年度比1億2,284万7千円減となりました。

公共施設等総合管理計画事業準備基金積立金の減少等により、前年度比1億7,602万2千円減となりました。

道路整備工事費等の減少により、前年度比1,714万円減となりました。

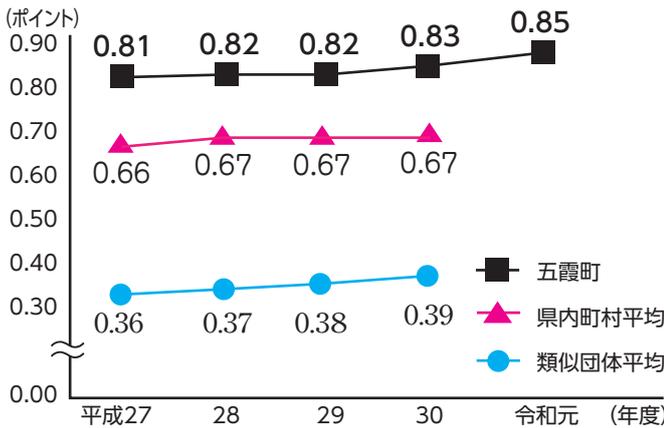


財政は大丈夫？

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政危機を早期に是正することを目的として、財政判断指標を公表することが義務付けられています。
実質公債費比率及び基金の減少により将来負担比率が上昇しましたが、財政健全化としては基準以下となっています。
しかしながら、今後、さらに人口減少や社会保障費・公共施設の更新費用等が増大していくことが中期財政見通しにおいて試算されており、極めて厳しい状況が考えられます。
引き続き、本町の財政状況や運営課題を明らかにし、持続可能な財政運営を行うための指針となる中期財政見通しを更新しながら健全な財政運営に努めていきます。

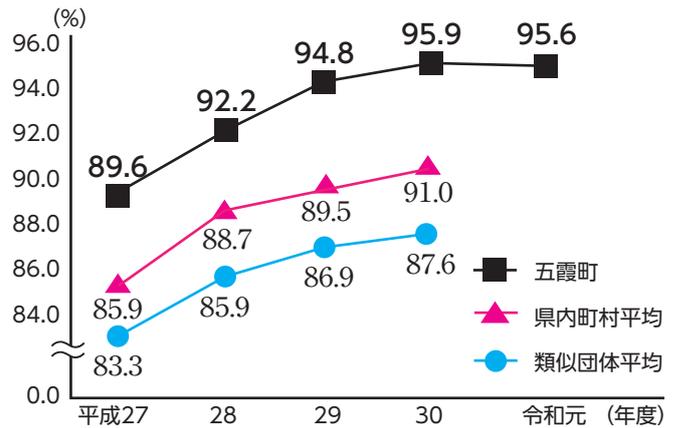
### 財政力指数（3か年平均）

高いほど町が自力で調達できるお金が多い



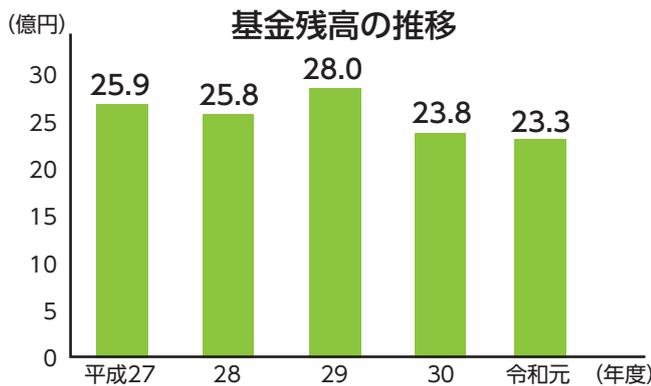
### 経常収支比率

高いほど自由に使えるお金が少ない



指標	数値	前年度比	内容
実質赤字比率 (基準15.00)	赤字なし	—	一般会計を中心とした赤字の割合
連結実質赤字比率 (基準20.00)	赤字なし	—	一般会計のほか、特別会計や企業会計までを含めた全会計の赤字割合
実質公債費比率 (基準25.0)	8.4%	△0.5%	年間の借金返済額の割合
将来負担比率 (基準350.0)	53.6%	12.9%	将来に負担が見込まれる借金の割合

### 基金残高の推移

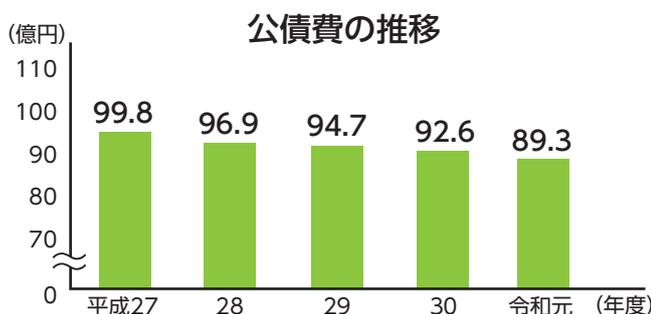


町の貯金（基金積立金）は、公共施設修繕工事、財源調整による財政調整基金の取り崩しを行ったため減少し、総額は23億3千万円となりました。



貯金はどれくらい？

### 公債費の推移



町の借金（地方債）は、公共施設等適正管理推進事業債（B&G海洋センター改修工事）、緊急防災・減災事業債（防災行政無線デジタル化事業）、公共下水道事業債等、新たな借入れがありました。地方債は年々減少傾向にあります。



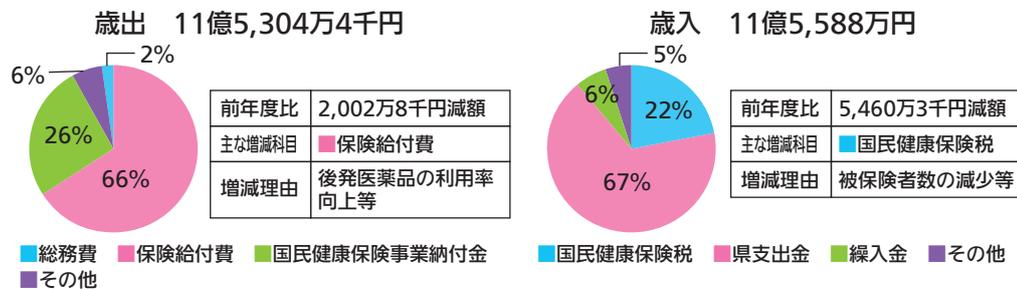
借金の残高は？



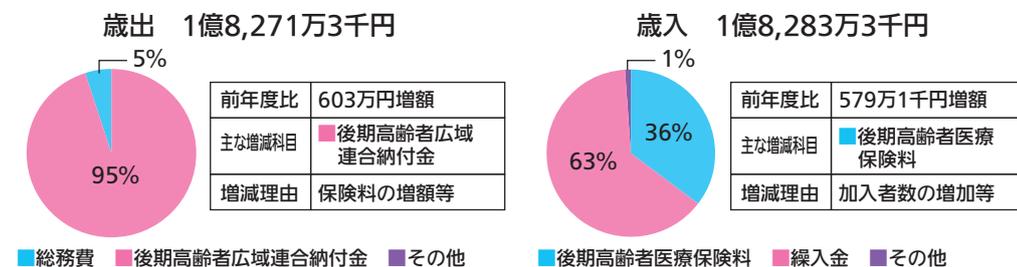
特別会計決算

町では、一般会計の他に5つの特別会計と水道事業会計があります。各会計の歳入歳出額と前年度対比、主な増減理由等を公表します。

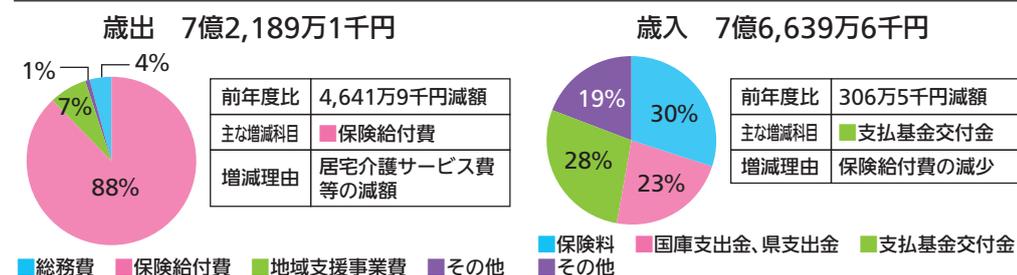
国民健康保険  
特別会計



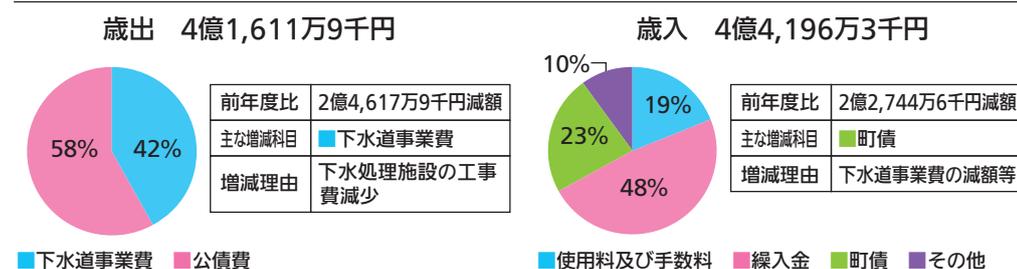
後期高齢者医療  
特別会計



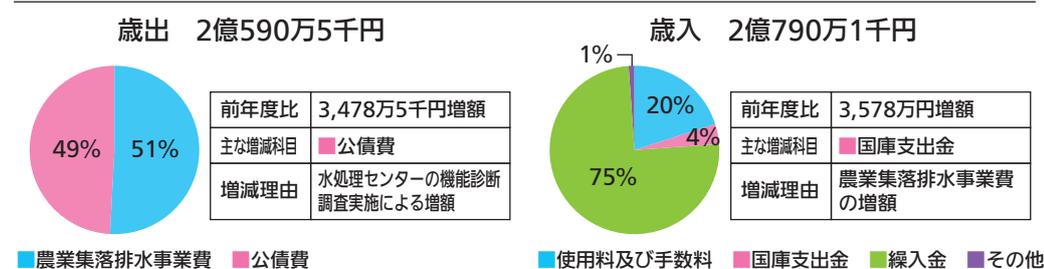
介護保険事業  
特別会計



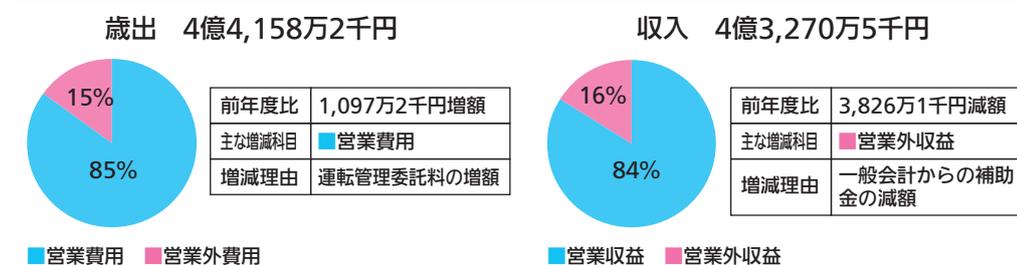
公共下水道事業  
特別会計



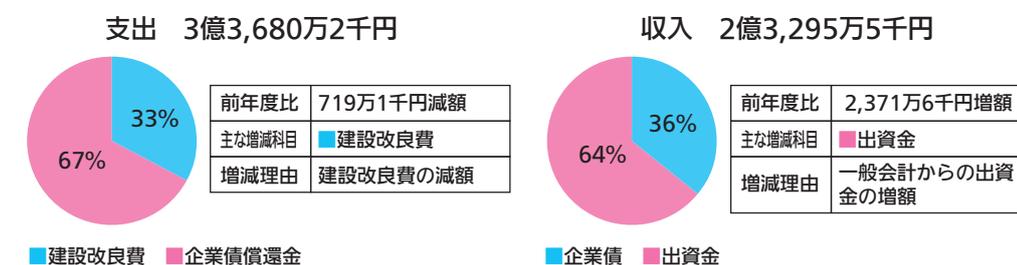
農業集落排水事業  
特別会計



水道事業会計  
(収益的収支)



水道事業会計  
(資本的収支)



# 第5次五霞町総合計画 後期基本計画



令和元年度  
主な事業

第5次五霞町総合計画後期基本計画の最終年として「人がきらめきだれもが安心安全に暮らせるまち五霞」を実現すべく、重点プロジェクトの3つのキーワード「関心・共感・愛着」に代表される施策を重点的に展開しながら様々な事業を実施しました。

## 第1章

豊かな自然と安全を育む  
〈環境・防災・防犯〉



○主な事業  
『消防団活動事業』  
消防団員の装備の充実など 1,836万円

## 第2章

健やかと安らぎを育む  
〈健康子育て・福祉〉



○主な事業  
『地域支援事業』  
高齢者を対象とした健康づくり・介護予防教室の開催など 5,012万円

## 第3章

人と文化を育む  
〈教育・文化〉



○主な事業  
『海洋センター施設管理事業』  
海洋センター施設改修工事など 1億1,079万円

## 第4章

ゆとりとつながるおいを育む  
〈都市基盤・生活基盤〉



○主な事業  
『町道整備事業』  
町道5号線道路改良工事など 1億1,402万円

## 第5章

豊かさや活力を育む  
〈農業、産業〉



○主な事業  
『担い手育成支援事業』  
農業塾の共催など 1,777万円

## 第6章

ともにまちを育む  
〈まち・地域づくり、行政運営〉

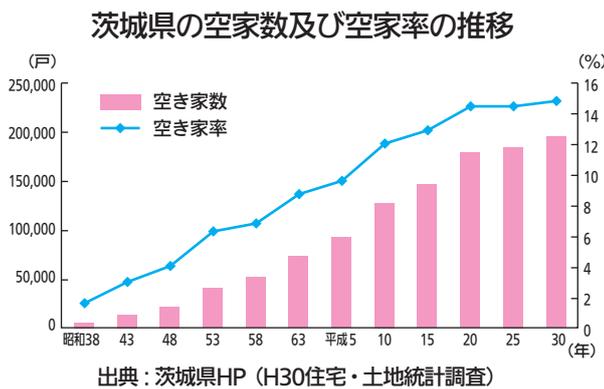


○主な事業  
『五霞誕生130周年記念事業』  
五霞誕生130周年記念式典・講演会の開催など 294万円



# 空き家になる前に 家 について考えよう

○お問い合わせ  
生活安全課 生活環境G ☎ (84) 3618 (直通)



空家の数は、年々増加傾向にあります。  
平成26年には、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家等の所有者（管理者）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めることが義務付けられました。  
また、管理不全により周囲に著しく影響を及ぼしている空家（特定空家等）に指定された場合、改善・除却、立木などの伐採やその他必要な措置をとるよう指導・勧告・命令・代執行することができるようになりました。

## 空家を放置すると

- 適切な管理をせずに放置すると様々な問題が発生します。
- ① 損壊や倒壊
  - ② 住環境の悪化
  - ③ 景観の悪化
  - ④ 防犯性の低下

## 特定空家等とは

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるもの
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態のもの
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態のもの
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のもの

## 特定空家等に指定されると

特定空家等に指定され、勧告されると、土地の固定資産税の住宅用地特例が受けられなくなります。

このように空家を放置すると様々な問題が生じ、近隣にも影響を与えるため、定期的に建物の状況を確認するなど適正に管理する必要があります。

住んでいるときから、将来を見据えて権利関係や登記、相続などについても整理準備しておくことが大切です。

## 老朽化した空家の解体費用の一部を補助します

老朽化した空家の倒壊等による被害を防止するため、空家の解体に要する費用の一部を補助します。

詳細については、次の要件を確認し、事前にご相談ください。

### 対象となる空家

- 次の全てに該当する空家
- ・1年以上空家となっている町内の戸建住宅
  - ・個人所有で営利目的での所有でないもの
  - ・所有権以外の権利が設定されていないもの
  - ・公共事業の移転の補償でないもの
  - ・解体工事に伴う他の補助金等の交付を受けていないものなど

### 対象者

次の全てに該当する方

- ・空家の所有者または相続人であること
- ※相続人が複数の場合は、相続人すべての同意が必要です。
- ・町税等を滞納していないこと
- ・暴力団員等でないこと

### 補助金額

最大30万円（解体工事費用の1/3）  
※予算額に達した場合は、受付できないことがあります。

# ごみの野焼きは法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。

また、野焼きで発生した焼却灰は町では回収することができないため、処理が困難になります。さらに、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

## 野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為

（県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）

② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却

（災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）

④ 教育活動の一環として行われる焼却行為

（キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など）

⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為

※ 廃ビニールの焼却は不可  
※ 稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

⑥ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの

（落ち葉たき等）  
※ 一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

○ お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618（直通）



## 太陽光発電施設の設置を検討している事業者のみなさんへ

### 事業用の太陽光発電施設を

### 設置するときには

町では、太陽光発電設備の設置及び維持管理に関し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保全を図るため必要な事項を定め、町民の安心・安全や良好な居住環境を確保することを目的として、「五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」及び「五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則」を本年4月1日から施行しています。

② 事前協議等

太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、あらかじめ、町と協議を行い、近隣関係者への説明、地域住民への周知及び説明会を開催し、理解を得るよう努めなければなりません。

③ 届出及び協議

事業者は、当該設置事業に着手する60日前までに届出をし、町と設置事業に関する協議を開始しなければなりません。

※ 詳細は、町公式ホームページを参照ください。

○ お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618（直通）

① 適用範囲

町内において、太陽光発電設備の設置を検討されている方は、条例及び規則を確認し、設置の手続きをお願いします。

○ 条例の主な内容

町内で、総発電出力10kw以上の太陽光発電設備を設置する事業者が対象になります。

ただし、当該施設を建築物に設置する場合は、対象外です。



※ 通信費は、個人負担となります。

五霞町 太陽光  
で検索

令和元年度  
境警察署管内における  
野焼き検挙件数  
2件

# 浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使ってくださいよう、みなさんのご協力をお願いします。

## 保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

県に登録している保守点検業者に委託してください。

## 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。

清掃は、許可業者に委託してください。許可業者は、町公式ホームページで確認ください。

## 法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に1回行う必要があります。その後は、毎年1回行う必要があります。

県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（☎029（291）4004）にお申し込みください。

## 一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」をご利用ください。

契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの污水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。

身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

## お問い合わせ

- 茨城県生活環境部環境対策課  
☎029（301）2966
- 生活安全課 生活環境G  
☎（84）3618（直通）

## 五霞町コミュニティ交通 ごかりん号からのお知らせ

■ごかりん号専用駐輪場をご利用ください

町では、公共交通の利便性向上や環境に配慮し、「サイクル&バスライド」を推進し、バス停付近に無料駐輪場を開設しています。

「サイクル&バスライド」とは、家からバス停まで自転車で行き、バス停近くの駐輪場に自転車を置いてからバスで目的地へ向かう、自転車とバスを使った移動方法の一つです。

通勤・通学や買い物など様々な日常の移動手段として、ごかりん号を利用される際、駐輪場をご利用ください。



【サイクル&バスライドのイメージ】

## ■サイクル&バスライド

- 無料駐輪場
- 五霞町役場
- 保健センター
- ふれあいセンター
- 山王生活改善センター
- 江川天満宮
- 江川本村バス停
- 地域安全センター（原宿台）
- 冬木農村集落センター
- 三嶋神社（元栗橋）
- 中央公民館
- 消防詰所前（幸主）



【こちらの看板が目印となります】

※駐輪場での盗難や事故等は、利用者の責任において防止に努めてください。

## お問い合わせ

- 生活安全課 くらし安心G  
☎（84）3618（直通）



「夏休み子ども教室」「BG塾」に参加

「子ども教室」では、マスクケースやマスクベルト作りなどの体験型教室のサポートをしたり、「BG塾」では、小学生の夏休みの宿題（読書感想文や課題の絵の制作など）をお手伝いしたり、パンポンやバドミントンなどのスポーツ体験教室を一緒に楽しんだりしました。



月に1回定例会を開催

毎月第3日曜日に集まり、今後の活動についての協議やイベントの準備などを行っています。7月は高校生会のユニフォームについて話し合いを行いました。

五霞町高校生会では  
一緒に活動していただける  
新メンバーを  
随時募集しています！

興味がある方は、  
右記のQRコード  
からお申し込み▶



または下記お問い合わせまで  
お気軽に連絡ください。  
定例会の見学も大歓迎です！

○お問い合わせ  
教育委員会 生涯学習G  
☎(84)1460 (直通)



ヤングボランティア  
育成研修会に参加

8月23日、さしま少年自然の家で開催された研修会に五霞町高校生会から2名が参加し、ボランティアに関する知識を深めるとともに、近隣の高校生との交流を行いました。



五霞町高校生会とは…

「五霞町が好き！もっと良くしたい！」という高校生が集まる団体です。

水色のTシャツが目印です♪

国勢調査にご協力を



9月中旬から配布を開始しました国勢調査については、オンライン・郵送による回答期限が10月7日(木)、調査委員による回収期限が10月15日(木)までとなっています。

国勢調査は、生活に欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査ですので、協力をよろしく願います。

○お問い合わせ  
まちづくり戦略課 広報戦略G  
☎(84)1111 (内線221)

寄 | 附 | の | お | 礼 |

ご厚意に対し、厚くお礼申し上げます。

キューピー(株)五霞工場から、3月12日の消毒用アルコール40ℓの寄附に引き続き、8月24日、消毒用アルコール100ℓの寄附をいただきました。

寄附いただきました消毒用アルコールは、公共施設等で活用させていただきます。







## 令和3年度町内認定こども園（保育部分）の入園申込受付が始まります

令和3年4月1日から町内の保育施設へ新規入園または継続入園を希望される方は、10月30日（金）から11月30日（月）までの期間に健康福祉課へお申し込みください。

保育施設へ入園できる児童は、保護者のいづれもが次の①～⑦の基準に該当することにより、当該児童を保育できないと認められる場合で、かつ、同一住所の親族等が当該児童を保育できないと認められる場合です。

- 基準
- ① 昼間に居宅外で月64時間以上の労働をしている
  - ② 昼間に居宅内で児童と離れて月64時間以上の労働をしている
  - ③ 母親が妊娠中または産後間もない
  - ④ けがや病気または心身に障害がある
  - ⑤ 長期にわたり、病気や心身に障害のある同居の親族を常時介護している
  - ⑥ 求職活動をしている
  - ⑦ 災害の復旧にあたるっている

○書類配布開始日

10月30日（金）

役場⑥番窓口にて配布  
（役場閉庁日を除く）

○提出書類

◆支給認定（現況）申請書兼保育施設利用申込書

◆勤務（内定）証明書または自営業等就労申込書（自営業・農業もしくは親族等が営んでいる事業所に勤務している方は、民生委員の証明が必要です。）

◆児童の両親の分と、同一住所の祖父母（65歳未満の方）の分が必要となります。

◆家庭状況調査票

◆入所児童調査票

◆健診等確認票

◆入所申込みについての確認事項

◆同意事項及び誓約事項

◆その他事由によって必要となる書類

○お申し込み期間

10月30日（金）～11月30日（月）

役場⑥番窓口にて受付  
（役場閉庁日を除く）

※11月14日（土）は、午前9時～午後5時まで休日受付を行います。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006（直通）

保育園名	認定こども園 五霞幼稚園・保育園	川妻認定こども園 おひさま
所在地	元栗橋1589	川妻 494-5
電話番号	☎(84)2355	☎(84)1254
定員	120名	75名
受入年齢	生後6か月～小学校就学前	生後3か月（首がすわってから）～小学校就学前
開園時間	午前7時30分～午後7時	午前7時～午後7時

※お申し込みをされても、審査の結果、次の場合は入園が認められないことがあります。

- ・定員等を超えた場合
- ・未提出書類がある場合
- ・保育施設へ入園する基準に該当しない場合

## 小児インフルエンザ 予防接種のお知らせ

○接種期間

令和2年10月1日（木）～  
令和3年1月31日（日）

○対象者

① 生後6か月以上、13歳未満までの方

② 13歳以上、中学3年生相当までの方

○助成金額及び接種回数

予防接種1回につき

2,000円を助成します。

① 生後6か月以上、13歳未満は2回

② 13歳以上、中学3年生相当までの方は1回

○接種方法

県内の医療機関（猿島郡医師会・古河市医師会に所属）に予約し、接種してください。

※対象医療機関については、町公式ホームページで確認ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室  
☎(84)0006（直通）



## ロタウイルスワクチンの 定期接種が始まります

10月1日から、ロタウイルスワクチンの定期接種が開始されます。

このワクチンは、2種類のワクチンがあり、それぞれ接種可能な月齢と回数が異なります。

ロタウイルス	1価	生後6週～24週までの間	2回
	5価	生後6週～32週までの間	3回

※病院により、接種できるワクチンが決まっています。かかりつけ医にご相談ください。

※標準的接種期間の開始日は生後2か月からです。

○対象者

8月1日以降に生まれた0歳児

○公費対象

10月以降の接種分

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室  
☎(84)0006（直通）

# 元気いっぱい！ ごかっ子情報



町内の小・中学校で行われた取組みや行事などを紹介します。  
 今月は、五霞東小学校を紹介します。

## 「非行防止教室」

六年生を対象に「非行防止教室」を開催しました。

茨城県警察本部生活安全全部少年課少年サポートセンターつくばから講師の先生をお招きし、薬物乱用やSNSの危険性などについてのお話を聞きました。



薬物乱用については、その恐ろしさ、薬物乱用から身を守るための方法など、薬物乱用防止に関する正しい知識について教えていただきました。

・違法ドラッグが麻薬や覚せい剤等の乱用の入り口になってしまふこと。

・犯罪に悪用されてしまう危険性があること。

・「違法ドラッグ」は、アロマ、お香、芳香剤、研究用試薬、ビデオクリナーなどの名称で本当の使用目的を隠し、呼び名や形状を変えて販売されていること。

・薬物を勧めてくる人は、一見優しい態度で、「やせられる」、「集中力がつく」など、間違った情報で親しげに近づいてくること。

・薬物から自分の身を守るためには「薬物に対しての正しい知識」と「きっぱり断る勇氣」が大切であること。

また、薬物という違法ドラッグのイメージが強いですが、意外と身近なところにもあります。「やめたい」と思っても自分をコントロールできなくなる面を持っているタバコやアルコールなどもその一つです。

SNSについては、非常に便利なツールでも、間違った

使い方をするとても危険であることを教えていただきました。

画面のやりとりだけで実際に相手の顔が見えないSNSは、間違った情報にだまされたり、危険への警戒心が薄くなり、トラブルに巻き込まれたりする面があります。

インターネットをかしく使うためのルールは、  
 ・個人情報、お家の人の許可がないかぎり、ゼツタイに教えない。  
 ・あやしいサイトやメールは開かない。  
 ・メールや掲示板に他人の悪口を書き込まない。  
 ・トラブルが起きたときは、すぐにお家の人や大人の人に相談する。

また、この他にも、自分の年齢や生活習慣に見合ったルールをお家の人と一緒に考えることの大切さも教えていただきました。

教室に参加した六年生の感想は次のとおりです。

○スマホを使うときには、周りの人や家族に迷惑を

けないようにしたい。

○薬物やタバコ、お酒などに誘われたら、きっぱり断ることが大事だと思った。

○ネット上のトラブルが多く、メッセージでトラブルになることも多いと感じた。

○タバコやお酒もとても怖いと思った。

他にも多数の感想がありました。が、いずれも薬物やSNSの怖さについて書かれていました。



一人一人の子どもたちが正しい知識をもち、SNSなどのツールを賢く上手に活用したり、身の危険を自ら避けたりできるように頑張ってほしいと考えています。

# ごかのお知らせ

No.541

役場の代表電話は ☎(84)1111 です

## お知らせ

### 水道メーターの交換について

水道メーターは、計量法により定期的に交換することが定められています。

水道メーターの交換は、町が発行した受託証明書を持った指定水道工事店が行います。また、対象となるご家庭には、事前に通知します。

なお、作業時の立会いは必要ありませんが、作業員が敷地内へ立ち入りますので、ご理解と協力をお願いします。

#### ○作業期間

10月12日(月)～22日(木)

○交換費用 無料  
○お願い

作業等に支障がありますので、メーターボックス及び止水栓の上には物を置かないでください。

#### ○お問い合わせ

上下水道課 水道G  
☎(84)3000 (直通)

### 農業集落排水施設使用料及び下水道使用料の減免について

農業集落排水施設を使用している世帯や公共下水道に接続されている世帯、井戸水を使用している世帯(水道水と井戸水を併用している世帯を含む)は、住民登録がされている方の人数等により使用料を算定しています。

しかし、学校への進学や長期の入院、老人保健施設の入所等により、住民票が異動できない理由で不在になる場合には使用料の減免を受けることができます。該当する世帯は、減免申請書及びその他必要書類を提出する必要があります。

詳細については、お問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

上下水道課 下水道G  
☎(84)3346 (直通)

## インフルエンザ予防接種のお知らせ

#### ○接種期間

令和2年10月1日(木)～  
令和3年1月31日(日)

#### ○対象者

- ①接種日に65歳以上の人
- ②接種日に60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方(医師の診断書が必要です)
- ③身体障害者手帳(1・2・3級)が交付されている方

#### ○助成金額(1人1回まで)

3,000円

#### ○医療機関へ持参するもの

健康保険証等の年齢確認ができるもの

#### ○接種方法

【対象者①・②に該当する方】  
委託している病院に予約し、接種してください。

※委託している病院については、別途配布します「令和2年度版インフルエンザ予防接種のお知らせ」または町公式ホームページで確認ください。

#### 【対象者③に該当する方】

かかりつけ医にて接種し、助成金の申請を行ってください。

#### ○助成金申請方法

- 次のもので持参のうえ、役場⑤番窓口で申請してください。
- ・認印

・医療機関が発行した領収書(レシート不可)

・通帳

・身体障害者手帳

#### ○申請期間

令和2年10月2日(金)～  
令和3年2月26日(金)

(役場閉庁日を除く)

#### ○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室  
☎(84)0006 (直通)

## 季節性インフルエンザワクチン接種時期のご協力をお願い

今年、過去5年で最大量のワクチンを供給予定ですが、より必要な方が確実に接種できるようにご協力をお願いします。

#### 10月1日(木)～

- ①65歳以上の方
- ②60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方

#### 10月26日(月)～

- ※希望者はお早めに
- ①医療従事者
- ②基礎疾患がある方
- ③妊婦

- ④生後6か月～小学校2年生
- ※①～④以外の方も接種できます

#### ○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室  
☎(84)0006 (直通)

## 行政相談所を開設します

毎日のくらしの中で、わかりづらい道路案内標識、階段に手すりがなく不安など、困っていることとはありませんか。このような時は、行政相談委員に相談ください。

町では、岡野吉雄さんが行政相談委員として活動しています。

次のとおり、町行政相談所を開設します。相談は、無料・秘密厳守ですので、お気軽に相談ください。

### ○町行政相談所

・日時 10月22日(木)  
午後1時～午後4時

・場所 役場1階 小会議室

※事前予約は、必要ありません。

当日、直接会場にお越しください。

※相談時間は一人あたり30分以内でお願いします。

### ○お問い合わせ

総務課 秘書G  
☎(84)1111(内線211)



五霞町  
行政相談委員  
岡野 吉雄さん  
☎(84)2814

## 農業用プラスチック回収のお知らせ

次のとおり、使用済みとなった農業用プラスチック回収を実施します。

回収にあたっては、次の条件を満たしている方が対象となります。

### ○条件

・事前申込みをされた方

・農家(個人)と運搬事業者との間で契約を締結している方

### ○主な回収対象物

・ハウス等被覆用ビニール

・肥料用空袋

・園芸用マルチフィルム

・水稻育苗箱

※回収物の状態や種類により、回収できないものもあります。

### ○回収日 10月14日(水)

### ○収集場所

五霞ライスセンター 敷地内

### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582(直通)

## 農用地の貸付希望受付について

茨城県農地中間管理機構では、規模縮小や経営転換等の理由により、農地の貸付を希望される方の申出を受付しています。

お借りした農地は、公募で募集した担い手の方に対し、茨城県農地中間管理機構が転貸します。

農用地の貸借手続きの流れや公募に応募されている担い手の方には、茨城県農地中間管理機構のホームページ等でご確認ください。

### ○届出書配布・受付場所

産業課窓口

### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582(直通)

## 一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は、当該土地が所在する市町村へ届出を行う必要があります。

### ○届出の必要な面積

市街化区域2, 000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5, 000㎡以上、都市計画区域以外の区域10, 000㎡以上

### ○届出の必要な取引

売買、交換、共有物の持分権の譲渡、一時金が伴う地上権・賃借権の設定または設定等

### ○届出期限

契約締結日(契約締結日を含む。)から2週間以内

※詳しくは、お問い合わせください。

### ○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室  
☎(84)3347(直通)

## 新地名『ごかみらい』の効力発生のお知らせ

五霞IC周辺地区土地区画整理事業における換地処分の完了に伴い、地区内の地名が『ごかみらい』へ変更となりました。

なお、9月11日から効力が発生しています。

不明な点等がある場合は、お問い合わせください。

### ○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室  
☎(84)3347(直通)

## 2歳児歯科健診中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10月16日(金)の2歳児歯科健診を中止します。

なお、対象の方には、問診票を送付しますので、記入後、返送ください。また、心配なことがある方は、いつでもご相談ください。

### ○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室  
☎(84)0006(直通)

## 防災行政無線を使用して 全国一斉情報伝達訓 練を実施します

10月7日(水)午前11時頃、防災行政無線を使用して、以下の内容の試験放送を行います。

### ・放送内容

「これは、Jアラートのテストです。」が3回流れます。

・五霞町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

・試験当日、災害発生や気象状況により、中止する場合があります。

### ○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G  
☎(84)3618 (直通)



## 生活相談

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権、福祉、教育、就

業等)を実施しています。秘密は厳守しますので、お気軽に相談ください。

### ○相談場所

・ふれあいセンター  
・堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、お問い合わせください。

### ○お問い合わせ

ふれあいセンター  
☎(84)3595 (直通)

## 消費生活相談

専門員が、町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。相談は無料で、秘密は厳守しますので、お気軽に活用ください。

### ○日時

10月14日(水)  
午前9時～午後4時30分  
(正午～午後1時を除く)

### ○場所

ひばりの里  
生活安全課 くらし安心G  
☎(84)3618 (直通)

### ○お問い合わせ

## 障害者相談

町では、障害者(児)やそのご家族などからの相談に応じ、その方に合わせた情報の提供・助

言を行っている窓口があります。

この窓口には専門の相談員が配置され、身体的・知的・精神的などの障害について、障害者(児)がかかえる様々な悩み・問題などを一緒に考えていきます。事前に電話等で予約いただければ、自宅訪問も可能です。

### ○日時

10月8日(木)  
午後2時30分～午後4時

### ○場所

役場2階 第3会議室  
健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)

### ○お問い合わせ



## ダメ！不正軽油

ディーゼル自動車に使用する軽油には、1ℓあたり32・1円の軽油引取税が課税されており、みなさんの生活向上のために使われています。

しかし、軽油に灯油や重油等を混ぜて「不正軽油」を製造している人、それを販売・購入している人または灯油や重油等をディーゼル自動車の燃料に使用している人がいます。

不正な軽油を製造・販売・使用する行為は、環境を汚染する

とともに脱税行為でもあり、刑事罰の対象となります。

不正軽油を使用している疑いのあるトラックやガソリンスタンドの情報があれば、ご連絡ください。

### ○お問い合わせ

筑西県税事務所 課税第一課  
軽油引取税担当  
☎0296(24)9192

不正軽油110番  
☎0120(241)744

フリーダイヤル24時間受付

## 個別的労使紛争のあつせん に係る無料労働相談会

解雇、パワハラなど労働関係のトラブルについて、県労働委員会の委員が相談に応じます。秘密は、厳守します。(事前予約)

### ○日時・場所

①10月15日(木)  
午後5時～午後7時  
県労働委員会事務局

(水戸市笠原町978-6)

②10月29日(木)  
午後5時～午後7時  
土浦合同庁舎

(土浦市真鍋5-17-26)

※15日(木)は、電話相談も可能。

### ○費用

無料  
○お問い合わせ  
県労働委員会事務局  
☎029(301)5563

## 地方版図柄入りナンバープレート制度のお知らせ

つくばナンバー地域の更なる知名度向上や地域振興等を図るため、平成30年10月1日から地方版図柄入りナンバープレートの交付が開始され、2年が経過しました。

地方版図柄入りナンバープレート制度は、自動車（家用・事業用の普通自動車、二輪を除く家用の軽自動車）のナンバープレートの背景へ図柄を入れるもので、つくばナンバーのデザインは、筑波山のベストビューの一つである、筑波山頂から太陽が昇る「ダイヤモンド筑波」を、鮮やかなグラデーションで表現しました。

新車・中古車の購入時はもちろん、現在乗っている車の車検時などに、同じ番号でいつでも交換が可能です。図柄入りナンバープレートを付けて地域の魅力を発信しましょう。

### ○料金等について

- ・ 中型標板（普通乗用車など） 7,580円
- ・ 中型標板（軽自動車） 7,640円
- ・ 大型標板（大型バス・大型トラックなど） 11,210円

※寄附金は別途

※ディーラーや整備工場に取付を依頼する場合、別途取付手数料がかかります。

### ○寄附金について

1,000円以上寄附すると、フルカラーの図柄入りナンバープレートを選択することができます。寄附金なしの場合は、モノトーンの図柄入りナンバープレートとなります。

この寄附金は、つくばナンバー地域の交通サービスの改善や観光振興などの事業費に充てられます。

### ○お申し込み方法

・ 図柄ナンバー申込サービス  
<http://www.graphic-number.jp>

・ お近くのディーラーや整備工場にご相談ください。

### ○お問い合わせ

まちづくり戦略課 政策G  
 ☎11111（内線2223）

## 就職に関する無料相談会

就職してもすぐやめてしまう方、一人で就活するのに不安をお持ちの方、勇気を出して相談から始めてみませんか？

### ○日時

10月13日(火)、11月10日(火)  
 両日、午後2時～午後4時

※前日までの予約制

### ○場所

五霞町多目的集会センター  
 相談室

### ○対象

15歳～49歳までの方または保護者・関係者

### ○お問い合わせ

いばらき県西サポートステーション  
 ☎0296(54)6012

## さしま健康交流センター「遊楽里」臨時休館のお知らせ

### ○休館期間

11月2日(月)～11月9日(月)  
 ※11月2日(月)、9日(月)は、定期休館日となります。

### ○お問い合わせ

さしま健康交流センター 遊楽里  
 ☎0297(20)9822

## さしまクリーンセンター 寺久からのお知らせ

ごみの減量や資源の再利用を目的に、修理した自転車を抽選で販売します。

### ○販売対象者

五霞町、境町、坂東市、古河市にお住いの18歳以上の方

### ○販売車種

一般自転車、折りたたみ自転車、子供用自転車など

### ○販売台数 70台程度

### ○販売価格

1台500円～3,000円  
 (1世帯1台)

### ○販売方法

さしまクリーンセンター寺久リサイクルプラザに来館し、申込書に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

### ○お申し込み期間

10月26日(月)～11月1日(日)  
 午前9時～午後4時30分

### ○抽選日 11月4日(水)

午前9時30分～  
 ※当選した方には、通知書が郵送されますので、引き取りにお越しください。

### ※電話、インターネット、代理による申込みは不可。

### ○新型コロナウイルス感染拡大防止について

来館される際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の対応を行いますので、ご協力をお願いします。  
 ・ 入館滞在者を最大10人までに制限します。  
 ・ 来館の人数は少人数にし、他の来館者と距離をとってください。  
 ・ 来館時に手指の消毒をお願いします。

・ 住所・氏名を記入していただきます。  
 ・ マスクの着用をお願いします。  
 ・ 検温にご協力ください。

・ 体調がすぐれない方の入館は、お断りさせていただきます。  
 ・ 申込後は、速やかにご退場願います。

・ 4人以上でのエレベーターのご利用は、禁止させていただきます。  
 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により日程の変更または中止となる場合には、ホームページ等でお知らせします。

※その他、ご不明な点等は、お問い合わせください。

### ○お問い合わせ

さしまクリーンセンター寺久  
 リサイクルプラザ  
 ☎0297(20)9980



# あなたの健康づくりを応援!!

The  
健康  
応援隊

遅らせないで！子どもの予防接種

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、お子さんのいる家庭では、いつも以上に心配の多い日々だと思います。予防接種を受けるために、医療機関に行くことをためらうこともあるでしょう。

しかし、予防接種は、子どもの健やかな成長のために、適切な時期に受けていただくことが大切です。

予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。お母さんが赤ちゃんにプレゼントした抵抗力（免疫）は、例えば、百日せきでは、生後3か月まで、はしか（麻疹）では、生後12か月までに自然に減っていきます。

この時期にかかりやすい感染症（百日せきや細菌性髄膜炎など）から赤ちゃんを守るため、赤ちゃん自身で免疫をつくって予防する必要があります。

その手助けとなるのが予防接種です。予防接種を延期すると、感染症にかかるリスクを高めることになるので、注意が必要です。

また、予防接種は、ワクチンで防ぐことができる感染症の発生及びまん延を予防するため、自分の子どもは

もちろん、周りの子どもを守ることもになります

医療機関においても、接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めています。受診の前には、体温の測定など、体調に問題がないことを確認してください。家に帰ったら、赤ちゃん・保護者とも手洗いななどの感染対策をしっかり行ってください。

接種を忘れてしまった場合は、できるだけ早く受けましょう。子どもの予防接種は、「不要不急」ではありません。不明なことがあれば、かかりつけ医や健康福祉課までお問い合わせください。

（健康福祉課 保健師）



## 超高齢社会の介護予防 | シルバーリハビリ体操 いつでも、どこでも、ひとりでも 1日1ミリ、1グラム

シルバーリハビリ体操とは、関節の動く範囲を広げたり、力をつけることで、最期まで人間らしく過ごせるようにする介護予防体操です。92種類の体操があります。1日1ミリでも関節が動くように、1グラムでも力がつくようなつもりで行ってください。

高齢者へのリハビリ体操の

### 3原則

- 1 一度に無理して頑張りすぎないこと
- 2 「良くなったから」といってやめないこと
- 3 効果が現れなくても、あきらめないで続けること

#### 膝痛予防

～膝まわりの力をつける～

～O脚を予防する～

両手を合わせて両膝の間に入れ、挟み込むように力を入れる。

※股関節内転筋の強化。この筋肉が弱ると膝が外側を向き、膝痛の原因になる。



出典：介護予防のためのシルバーリハビリ体操

2020年  
**10月** お知らせカレンダー

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、行事等の中止が長引く場合があります。詳しくは、町公式ホームページや各担当課にてご確認ください。

日	月	火	水	木	金	土
				1 わくわく元気づくり④ (保健センター) お月見会 (西児童館) びん類・ペットボトル	2 すくすく相談 (保健センター) ちびっこ広場 (西児童館) 可燃ごみ	3
4	5 風船バレー (南児童館) 道の駅定休日 可燃ごみ	6 缶類	7 ふれあいハート教室 (保健センター) 可燃ごみ	8 わくわく元気づくり⑤ (保健センター) 障害者相談 (役場2階 第3会議室) 不燃性粗大ごみ	9 にこにこ広場 (南児童館) 避難訓練 (南児童館) 可燃ごみ	10
11	12 可燃ごみ	13 マスコットを作ろう (南児童館) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) 紙類	14 消費生活相談 (ひばりの里) 農業用プラスチック回収 (五霞ライスセンター) 可燃ごみ	15 わくわく元気づくり⑥ (保健センター) びん類・ペットボトル	16 ちびっこ広場 (西児童館) 可燃ごみ	17
18	19 アイディア工作 (西児童館) ドッグボールをしよう (南児童館) 道の駅定休日 可燃ごみ	20 缶類	21 可燃ごみ	22 わくわく元気づくり⑦ (保健センター) 不燃ごみ	23 にこにこ広場 (南児童館) 可燃ごみ	24
25 マイナンバーカード 申請&交付 (午前9時~正午) (役場①番窓口)	26 可燃ごみ	27 成人健康相談 (保健センター) ぴよぴよ広場 (西児童館) 避難訓練 (西児童館) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) 可燃性粗大ごみ	28 可燃ごみ	29 わくわく元気づくり⑧ (保健センター) ハロウィン (西児童館) びん類・ペットボトル	30 町税等夜間収納 (各窓口) 可燃ごみ	31

**夜間収納窓口** ▶ 10月の開設日  
10月30日(金):午後5時15分~午後7時

町税等	町民税務課(役場) 税務G ☎(84)1966
介護保険料	健康福祉課(役場) 高齢者支援G ☎(84)0006
上下水道料金・下水道受益者負担金	上下水道課(川妻浄水場) 水道G・下水道G ☎(84)3000

**10月の納税** ▶ 納期限... 11月2日(月)まで

町税等	3期 町民税務課 税務G ☎(84)1966
国民健康保険税	4期 町民税務課 税務G ☎(84)1966
後期高齢者医療保険料	4期 町民税務課 税務G ☎(84)1966
介護保険料	4期 健康福祉課 高齢者支援G ☎(84)0006



※通信費は、個人負担となります。

**人口と世帯** 9月1日現在 住民基本台帳から

総人口	8,408人(224人)	男	4,279人(137人)	世帯数	3,303世帯(173世帯)
	前月比 -12人(±0人)	女	4,129人(87人)		( )内は外国人登録で内数

ご意見・ご要望をお待ちしています。 まちづくり戦略課広報担当 ☎(84)1111(内線221) ✉ kikaku@town.goka.lg.jp

